

電気、ガス契約変更注意

電力、ガスの小売り全面自由化が始まって以降、新たな事業者の参入もあり、さまざまな料金プランが提示されています。光熱費が高くなる寒い冬を経て、また引っ越しなどで新生活を始めるこの時期、電気、ガス契約の切り替えに関するトラブルの相談が多く寄せられています。

▼アパート入居後、管理会社から委託を受けたとの電話があり電気の契約をした。プラン、金額が分からないので、管理会社に問い合わせるとそんな会社に委託していないと返答された。(25歳・男性)

▼契約している電力会社を名乗って業者が訪問した。安い電気プランへの変更だと思い契約したが別の業者だった。5万円を超える引き落としに驚いて明細を見ると燃料調整費などが上乘せされていた。(60歳・女性)

▼ガス料金の適正化のために地域を回っているというガスの協会員から、安くなると勧誘を受けて契約したが本当の話だろうか。(81歳・男性)

検針票の記載情報(契約名義、住所、顧客番号、供給地点特定番号など)は慎重に取り扱い、情報を聞かれてもすぐ教えないようにしましょう。

勧誘してきた会社と新たに契約する電力・ガス会社の社名や連絡先を明確に確認した上で、料金プランや算定方法をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握した上で契約をしましょう。

契約を変更してしまってもクーリングオフなどができる場合がありますので、慌てずに対処しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。